○農林水産省告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市湯原温泉字堂屋敷二八六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町種字溝迫一九の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市落合町近似字真似男ケ峠三二七二の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市木之子町字立岩一八〇七の七から一八〇七の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市宮里町字永野二九二三の一（次の図に示す部分に限る。）、二九二三の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第六回）及び事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年九月八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府茨木市大字粟生間谷及び粟生間谷東三丁目の全部並びに大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字清水、大字佐保及び宿久庄七丁目の各一部、大阪府箕面市大字粟生岩阪及び大字宿久庄の全部並びに大字粟生間谷、粟生間谷東三丁目、粟生間谷東四丁目、粟生間谷東六丁目及び粟生間谷東八丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年九月八日

七　施行規程の変更（第六回）及び事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十五年一月二十一日

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町種字溝迫一九の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町種字溝迫一九の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市木之子町字立岩一八〇七の七から一八〇七の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○東北地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一二番一から同村第一一地割字柏木平六番一まで	前	一五・六〇～二二・六〇メートル
	後	一五・六〇～三七・八〇メートル
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一二番一〇から同村第一一地割字柏木平六番一まで		〇・三三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一二番一〇から同村第一一地割字柏木平六番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十一日

○中部地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　揖斐都市計画道路事業三・四・三号大野揖斐川線

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県揖斐郡大野町大字相羽字五平、字四丁目、字古市場及び字乱戸並びに大字六里字東河原及び字一ノ坪地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十三号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村川戸二九五番一から同村大字影石字向エ山三二四番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十一日